

2019年6月25日

お客様各位

広島市中区富士見町1番17号
広島県信用組合
代表理事 青木 嘉孝

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への 休眠預金等の移管に関する公告

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、休眠預金等活用法という。）第3条第1項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について、次のとおり公告します。

1. 移管対象となる預金等

2009年1月1日から2009年9月30日が最終異動日等となる預金等

2. 預金保険機構への納期限

2020年6月25日

（休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。）

3. 休眠預金等代替金の支払い請求

預金保険機構への納付日において、当該預金等の債権が消滅いたします。ただし、消滅した預金債権に係る預金者であった方は、当組合を通じて預金保険機構に対し、当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを請求することができます。

尚、詳細につきましては、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上